

藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤 井 正 大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 山 口 枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デパート2F

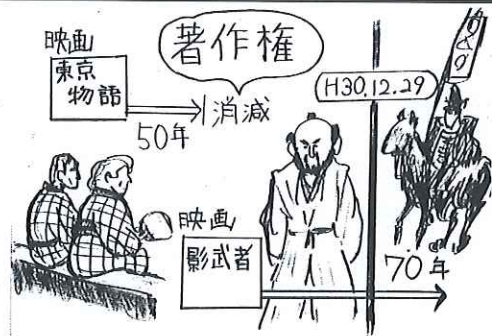
TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

\*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

\*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください（メール配信も可能です）。

No.119 (H31.3.5) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の発効により、著作権法が改正されたと聞きました。何が変わったのでしょうか？

A: 著作物等の保護期間が延長されました。  
 これまでは、著作物は原則として著作者の死後(映画等は公表後)50年が保護期間とされていきました。しかし、TPP協定の発効により平成30年12月30日に改正著作権法が施行され、保護期間が著作者の死後(映画等は公表後)70年に延長されました。



★ 著作権とは、著作物を保護するための権利です。

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したもの であって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に 属するものをいいます。

たとえば、小説、音楽、絵画、アニメ、映画等は、それぞれ著作物に該当します。一方で、「単なるデータ」は、思想又は感情を表現したものではありませんので、著作物には該当しません。

○ 著作物などの著作権法上の権利には一定の存続期間が定められています。この期間を「保護期間」といいます。これは、著作者等に権利を認め保護することが大切である一方、一定期間が経過した著作物等は、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにすべきだと考えられたためです。この保護期間が、今回のTPP協定の発効により、前述のとおり、延長されました。

◆ (留意点) 既に保護期間が切れている著作物の保護期間は今回の法改正によっても延長されません。これは、著作権法では、一度保護が切れた著作物等については、後になって保護を復活させるという措置は採らないという原則があるためです。したがって、改正著作権法の施行日（平成30年12月30日）の前日において著作権等が消滅していない著作物等についてのみ保護期間が延長されることになります（TPP整備法附則第7条）。

(次回のお話) 一人暮らしをすることになり、建物を賃借しようとしたところ、保証人を求められましたが、見つかりそうにありません。どうすればいいのでしょうか。

(H31.4.1 予定)